** 2025年09月改訂　第9版
* 2022年06月改訂　第8版

認証番号　20900BZZ00591Z00

歯科材料01　歯科用金属

管理医療機器　歯科鋳造用チタン合金　JMDNコード 70794000

チタンインゴット

【禁忌・禁止】
チタン又は類似成分の金属に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

＊1）　形状、構造及び寸法

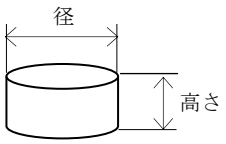

呼称	径（㎜）	高さ（㎜）	標準重量（g）
14g	φ25±0.45	6.4±0.30	14.0±3.0
20g	φ25±0.45	9.1±0.30	20.0±3.0
30g	φ30±0.54	9.3±0.30	29.5±3.0
40g	φ30±0.54	13.0±0.30	41.5±3.0

**2）　成分及び分量等
成分及び分量は、JIS H 4650「チタン及びチタン合金-棒」の内1種～4種の純チタンに適合する。
密度：4.5 g/cm^3 ±0.5 g/cm^3
液相点 1,680±25℃　固相点（融点）1,680±25℃

	JIS種類	化学成分及び分量 w/w%					
		窒素(N)	炭素(C)	水素(H)	鉄(Fe)	酸素(O)	チタン(Ti)
JS 1	1種	0.03以下	0.08以下	0.013以下	0.20以下	0.15以下	99.53以上
JS 2	2種	0.03以下	0.08以下	0.013以下	0.25以下	0.20以下	99.43以上
JS 3	3種	0.05以下	0.08以下	0.013以下	0.30以下	0.30以下	99.26以上
JS 4	4種	0.05以下	0.08以下	0.013以下	0.50以下	0.40以下	98.96以上

	JIS種類	耐力(MPa)	伸び(%)
JS 1	1種	185	50
JS 2	2種	290	35
JS 3	3種	410	30
JS 4	4種	540	25

3）　原理
JIS H 4650「チタン及びチタン合金-棒」の内1種～4種に適合する純チタンで、1種～4種の性質及び特性は、それぞれJIS T 6123「固定性歯科修復物用非貴金属材料」種類タイプ1～タイプ4に適合するもので、鋳造により、歯科修復物,補綴物の作製に用いる。

【使用目的又は効果】
歯科修復物、補綴物の作製に用いる。

【使用方法等】
1）　鋳型の準備
目的とする補綴物等の蝋型を作製し、埋没材で埋没・硬化後、埋没材の指示に従い電気炉で加熱して鋳型を準備する。
2）　融解・鋳造（鋳造方法及び熱処理方法）
鋳造機の使用方法に従い本品をセットして鋳造する。
3）　鋳造体の取り出し
鋳型が十分冷却後、鋳造体を取り出し、付着した埋没材をブラシ等で除去し、スプルー部を切り離す。
4）　洗浄・研磨
金属清掃液等で酸化膜を除去し、通法に従い歯科用研磨材で形態修正・研磨を行う。

【使用上の注意】
1）　使用注意
①　歯科用チタン鋳造機以外では使用しないこと。
②　各インゴットの種別で、電極間の距離を守ること。
③　本合金の鋳造設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて密閉した部屋での作業を避け、鋳造により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
④　合金の研磨作業等の際には、粉塵による人体への影響を避ける為、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
⑤　合金を融解する際、稀に破裂する恐れがあるので眼鏡やゴーグルなどで目や顔を覆うこと。
⑥　本合金又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある医療従事者は手袋などを着用し、直接接触が無いようにすること。
⑦　歯科用フラックスを使用する場合にはその説明書に表示してある使用上の注意事項を守ること。
⑧　他の合金と混溶しないこと。
⑨　本合金は、記載の用途以外には使用しないこと。
⑩　本合金は、歯科医療有資格者以外には使用しないこと。
2）　重要な基本的注意
本合金の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた患者には使用を中止し、医師の診断を受けさせること。

【保管方法及び有効期間等】
歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売業者　：　株式会社日本歯科金属
住所　：　〒595-0024
大阪府泉大津市池浦町5-13-30

販売業者　：　セレック株式会社
住所　：　〒543-0011
大阪市天王寺区清水谷町19-10
TEL.　：　（06）6765-0691(代)
FAX.　：　（06）6765-0690